

要 望 書

2015年10月28日

福岡市長 高島宗一郎 殿

福岡市保健福祉局 総務部 保護課 殿

福岡市経済観光文化局 産業振興部 就労支援課 殿

福岡・築港日雇労働組合

福岡市博多区〇〇〇△-△-××

TEL/FAX 092-263-8632

この間、われわれが行なっている炊き出しなどには、新しい顔ぶれの仲間が増えている。若い人も多く見かけるようになってきている。今後もこの傾向が強まることは目に見えているであろう。福岡市は日雇い・野宿の労働者が最も望んでいる「生活保護より仕事がほしい」という声を無視し、生活保護一辺倒の施策を採り続けている。このことは何の解決ももたらさないばかりか、生活保護を受けざるをえない仲間を食い物にする、「貧困ビジネス」をはびこらせるに至っている。

福岡市の野宿者への対応窓口である、保護3課により紹介された「施設」から飛び出した仲間の訴えはこうである。「(生活保護費を振り込まれる)通帳は預けさせられて、毎月2回、1日に3000円、15日に2000円もらえるだけ。これでも多い方で、他の人はもっと低い」「食費として月45000円引かれ、他にも管理費などで引かれているという噂はあるけど、何をどれだけ引いているのかは明らかにしてくれない」「この施設を運営している不動産屋が管理するマンションの引越しの仕事をやらされたけど、賃金はまったくもらえない」「関連の仕事で草むしりを朝10時から午後4時までしたら、3日間で5000円もらった。それを収入として区役所に申請しようとして、『収入が減るから』と止められた」「自分で仕事を探して内定を取ったけど、通知をくれない」「入所者の老人の世話をして、『余計なことをするな』とひっぱたかれたので、飛び出した」ということである。認知症や車椅子の老人を介護する職員はいないのであり、一人だけの職員も夜にはいなくなるということである。これらの実態は他の入所者一人一人に聞けば、おのずと明らかになるであろう。これは福岡市の生活保護行政の実態の一端を示すものではないと言えるのか。「施設」を飛び出した3、4日後にこの仲間は、ケースワーカー立会いの下、福岡市社会福祉協議会の「協力店」である、その不動産屋の社長とも会った。「金づる」としての本人に「帰って来い」と言うだけで、本人名義の通帳すら渡されないのである。しかもこの時、ケースワーカーからは、「連絡が遅れたので、次に生活保護を受ける時には、減額されるかも知れない」とまで言われている。本人はいまだに野宿生活を続けることを選び取っている。これが、福岡市の言う「ホームレス対策」の実態ではないか。このようなでたらめは許されない。

福岡市は、国や県との協力・連携のもと、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を、ただちに開始するべきである。については、下記の諸点につき、強く要望するものである。

記

一、東京都が山谷で行なっている「特別就労事業」のような、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を行なうこと。

一、その際、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成、を行なうこと。

一、以上の内容について、早急にわれわれとの話し合いの場を設けること。

以上